

報告第 10 号

令和 3 年度湯梨浜町資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度湯梨浜町資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 16 日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

## 令和3年度湯梨浜町資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号。以下「令」という。)第17条第1号の規定により事業の規模を算定
国民宿舎事業特別会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水処理事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
温泉事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定